

危機管理マニュアル

(地震・火災・洪水・その他対応)



嘉島町立嘉島西小学校
令和7年度版

Ⅲ 地震災害対応

1 作成の目的

- (1) 学校における地震発生時の対応策について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。
- (2) 家庭や地域、関係機関等に周知し、地域全体で地震・津波災害に対する意識を高め、体制構築、推進を図る。

2 事前の危機管理

(1) 防災教育について

「自助」、「共助」のために主体的に行動できる児童を育成することを目的に、学校安全計画に沿って防災教育の充実を図る。防災教育は、関連する教科等の内容について、児童が防災について意識できるよう視点の置き方や教材を工夫したり、関連を図ったりするなど学校教育活動全体を通じて、系統的かつ計画的に実施する必要があるため、防災教育年間指導計画を作成する。防災教育年間指導計画は、毎年、防災主任を中心に修正を行う。

(2) 避難訓練

実践的な避難訓練を実施することで、防災教育にて高まった児童の自助や共助に関わる知識・技能、思考力・判断力、主体的に行動する態度が身に付いているのかを確認する。また、管理職及び職員の指示や動きについても評価し、マニュアルの改善にいかす。

(3) 教職員研修

下記の研修内容の中から必要性に応じて選択し、学校安全計画に示し実践する。

(4) 安全点検

- マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した避難訓練
- AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当 ○教職員の安全確保と安否確認の方法
- 児童児童等の安全確保と安否確認の方法 ○児童の引き渡し等の方法
- 児童児童等の危険予測・回避能力等を育成するための防災教育の教育課程への位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解 ○児童児童等の心のケア ○地域連携
- 専門家(防災士、気象台、自治体防災職員)による防災講話 ○避難所協力 等

別途、計画されている定期安全点検に、非構造部材や避難経路や避難場所等防災の視点を盛り込んだ安全点検を実施する。点検ポイントを下記に示す。

- ☐ 分かりやすい案内板や表示があるか
- ☐ 避難経路に障害物がないか
- ☐ 災害種、状況に対応した複数の避難の経路と場所が確保されているか
- ☐ 児童の特性や発達段階を踏まえているか
- ☐ 地域の自然的環境や社会的環境を踏まえているか
- ☐ 近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか
- ☐ 実地見分を行って確認されているか
- ☐ 学校園等の定めた避難経路、避難場所を児童や保護者に周知しているか
- ☐ 障がいのある児童の障がいに応じた避難経路と避難場所が確保されているか

(5) 保護者や地域、自治体と連携した体制整備

本校に既存するコミュニティースクールの会議議題に、防災に関する内容を盛り込む。連携を必要とする関係機関を下記に示し、必要に応じて参加していただく。

P T A、嘉島町総務課防災担当、自治会長（自主防災組織）、消防署、警察署、防災士、学校医、学校近隣の避難時の協力施設等。

◎協議・調整内容の主な例を下記に示す。

- 防災教育年間指導計画や学校防災マニュアルの検討
- 防災専門家等の授業や保護者対象等の研修会等の企画・実施
- 地域防災訓練等と地域の避難場所、避難所等の確認
- 災害発生時の避難方法や避難所の運営・協力の役割分担の確認
- 情報通信網が途絶した場合の保護者や関係機関等への多様な連絡方法(災害伝言ダイヤル、インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段)
- 災害発生時の通学路の安全確保、防犯対策等
- 備蓄倉庫等の防災に関する施設・設備の確認
- 津波災害時の避難のための高層住宅等との利用協議
- 近隣商店等との災害発生時の物資提供等の協議
- 災害発生時の医療体制
- 障がいのある児童の避難方法、避難場所等の確認
- 様々な災害を想定した学校の対応(引き渡し、帰宅困難者への対応)

会議の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校だより、学校ウェブページ等を活用するなど、個人情報の取扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。

(6) 対策本部の設置について

二次対応後、の安全が一旦確保された段階で、その後の対応・対策について方針や具体的な業務内容を確認・決定し、行動していくために、対策本部を設置する。(新年度に担当者名を入力する)

業務分担	役割	準備物	災害発生時～1日	2日～3日
対策本部 校長 教頭 防災主任 教務 各班代表	☐ 各班との連絡調整 ☐ 非常持ち出し書類の搬出保管 ☐ 校内の被災状況把握 ☐ 記録日誌・報告書の作成 ☐ 校内放送等による連絡・指示 ☐ 応急対策の決定 ☐ 市町村対策本部との連絡 ☐ 報道機関への連絡、対応 ☐ PTAとの連絡調整 ☐ 情報収集	☐ 緊急マニュアル ☐ 学校配置図 ☐ 携帯ラジオ ☐ ハンドマイク ☐ 懐中電灯 ☐ 緊急活動の日誌 ☐ トランシーバー ☐ 携帯電話 ☐ パソコン(安心・安全メール) ☐ 引き渡しBOX	☐ 外部からの問い合わせ対応 ☐ 関係機関へ被災状況を報告 ☐ 教職員体制指示 ☐ 教職員の配置検討(時間外) ☐ 関係機関、市町村から情報入手 ☐ 避難所運営の連絡調整	☐ 外部からの問い合わせ対応 ☐ 避難場所の確定 ☐ 外部ボランティアの受け入れ ☐ 連絡調整
避難・引き渡し班(児童管理)担任7年部	☐ 安全な避難経路で避難誘導 ☐ 下校指導及び待機児童の掌握・記録 ☐ 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 ☐ 行方不明の児童・教職員を本部に報告 ☐ 引き渡し場所の指定 ☐ 身元確認 ☐ 保護者等が到着した順に児童を引き渡す	☐ 出席簿 ☐ 行方不明者記入用紙(児童・教職員等) ☐ 防災頭巾 ☐ ビブス ☐ 引き渡しカード ☐ 集合場所の配置図	☐ 安全な場所へ安全誘導 ☐ 家庭への安全下校指導 ☐ 待機場所の確保 ☐ 出勤者の確認(時間外) ☐ 教職員とその家族の安否確認 ☐ 児童の安否確認 ☐ 児童の家庭の安否確認	☐ 外部からの安否問い合わせ対応 ☐ 保護者等との対応(家庭の様子や安全の状況確認)

業務分担	役割	準備物	災害発生時～1日	2日～3日
初期対応班 事務職員 7年部	☐ 初期消火 ☐ 避難、救助活動等の支援 ☐ 被害の状況確認 (施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気、ガス、水道、電話の被害確認) ☐ 校内建物の安全点検・管理 ☐ 近隣の危険箇所の巡視 ☐ 二次被害の防止	☐ 消火器 ☐ ラジオ ☐ ヘルメット ☐ 手 袋 ☐ 道具セット ☐ 被害調査表等 ☐ バケツ	☐ 消火活動 ☐ 普通教室、特別教室等の被災状況を確認 ☐ 電話・FAX・パソコン使用確認 ☐ 水道電気ガスの状況確認 ☐ 職員の宿直場所の確保 ☐ 備蓄倉庫の備品確認 ☐ 学校中の鍵の確保	☐ 備蓄品の搬出 ☐ 必要備品の確保 ☐ 地域の被害状況調査 ☐ 被災状況確認
救護・応急 復旧・ 搬出班 養護 7年部	☐ 児童・教職員の救出・救命 ☐ 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 ☐ 担当区域で負傷者の搬出 ☐ 医師等の確保・手当備品の確認 ☐ 関係医療機関との連携 ☐ 学校施設のチェック	☐ 防災マスク ☐ ヘルメット ☐ スコップ ☐ 水 ☐ 毛布 ☐ 革手袋 ☐ のこぎり・斧 ☐ トランシーバー ☐ 担架 ☐ AED ☐ 応急手当の備品 ☐ 健康調査票	☐ 救助活動 ☐ 近隣被災者の救助活動 ☐ 学校施設危険箇所の応急処置 ☐ 応急手当の備品確保 ☐ 負傷者対応	☐ 必要備品の調達 ☐ 地域と連携した学校周辺危険箇所の応急処置 ☐ 救護所の設置対応 ☐ 近隣医療機関との連携による救護活動
避難所 協力班 校長 教頭 事務職員 教務 防災担当	☐ 避難者の名簿作成 ☐ 緊急物資の受け入れと管理 ☐ ボランティアの受け入れ ☐ 市町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援	☐ マスターキー ☐ バリケード ☐ ラジオ ☐ ロープ ☐ コーン ☐ ラインカー ☐ 校内配置図 ☐ 避難者への指示 (文書・掲示)	☐ 避難所開設準備 ☐ 地域の代表者との初動の確認	☐ 救援物資の受領 仕分け、配付、保管 ☐ 避難者に必要な物資の調達 ☐ 仮設トイレの設置、 避難者数の掌握、 名簿の作成

(7) 保護者への連絡手段

学校安心メールにて、下校方法または引き渡し方法を一斉送信する。予め、一年生については入学説明会時に登録方法を説明し、入学式までに登録を完了させる。他学年についても、新年度初めに、必ず学年の更新を依頼する。また、メールに不具合が生じた場合の対応として、学校のウェブページにも同様に下校方法を掲載する。

(8) 教職員の動員体制

①第1配置例

配置発令基準	本部長が当該配置を指示した時 震度5弱若しくは震度5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合				
本部設置	○災害対策本部設置				
本 部 長(学校長)		副本部長(教頭)		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・あらかじめ定められた教職員は配置につく	・あらかじめ定められた教職員は情報収集に努めつつ学校での配置につく

②第2配置例

配置発令基準	本部長が当該配置を指示した時 震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合				
本部設置	○災害対策本部設置				
本部長(学校長)		副本部長(教頭)		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・全教職員が直ちに配置につく	・全教職員が情報収集に努めつつ学校での配置につく

※教職員が自らも被災し、本人や家族の安全があやぶまれる場合は、安全を確保した上で業務にあたる。

※津波に関する情報等が発表された場合、津波浸水のおそれのある学校については対象外。

3 事後の危機管理(引き渡しについて)

(1) 自力で下校できる場合

通学路の安全確認を行い、自力で下校できると判断した場合は集団下校を行う。その際、各地区担当が、各地区を引率する。

(2) 引き渡しを行う場合

情報収集や通学路の安全確認を行った結果、児童が自力で下校することができないと判断した場合は、保護者等へ直接引き渡しを行う。1年生に関しては、入学時に説明し、入学式時に「引き渡しカード」を配付する。2～6年生についても、年度初めに、新たに「引き渡しカード」を配付し、家庭訪問までに回収する。家庭の事情により、年度途中に記載事項に変更がある場合は随時受け付ける。

※判断基準は、原則以下のように規定しているが、下記の限りではなく、必要と考えられる状況では行うものとする。

学校を含む地域の震度	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届け出がある児童については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

津波に関する警報・注意報	大津波警報 津波警報	保護者への引き渡しをしない。 警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。
	津波注意報	津波の到達予測時間等を考慮して引き渡しを判断する。 左表の学校を含む地域の震度に基づいて判断する。

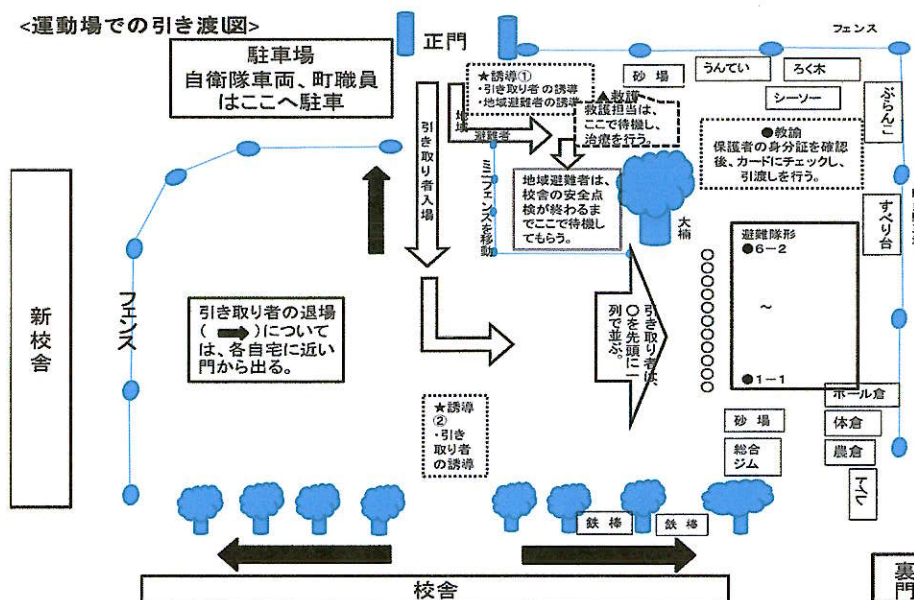
(3) 引き渡しの流れ

流 れ		お も な 内 容		
緊 急 事 態 発 生				
	児 童	教 職 員	保 護 者 等	
移動開始	・ 外へ移動する。 ・ クラスごとに整列し、人員点呼を行う。 ・ 兄弟のいる児童は一番下の子のところに整列する。	・ 外へ移動する。 ・ クラスごとに整列し、人員点呼を行う。 ・ 兄弟のいる児童を一番下の子のところに整列させる。 ・ <u>役割ごとに引き渡しの準備をする。</u>	・ 安心メールを受け、引き渡しへ向かう。	
引き渡し開始	・ 静かに待機する。  ・ 呼び出しを受けて、質問に答える。 「◎お父さんです。(お母さんです。等)」 ・ 確認後、保護者等と一緒に下校する。	・ 担当が、家庭保管用引き渡しカードを、学校保管用引き渡しカードの内容を確認する。 (保護者でない場合は、身分証を提示) ・ 【副】の職員が児童を呼び出す。 「◎この人は誰？」 ・ 引き渡しを行う。 ・ 引き渡しができない児童は、保護者の確認が取れるまで運動場で待機。 (空いている職員で付き添う)	・ 教職員の誘導に従って、引き渡し場所に進む。 (車の場合は駐車場案内に従う) ・ 兄弟がいる場合は一番下の子のクラスに行き、引き渡しカード又は、引き渡しカードの画像を見せる。 ・ 保護者でない場合は、事前に連絡し、身分証を提示する。 ・ 確認後、児童と一緒に下校する。	
引き渡し終了				

(4) 引き渡し場所

ア 運動場で行う場合(車両進入がない場合)

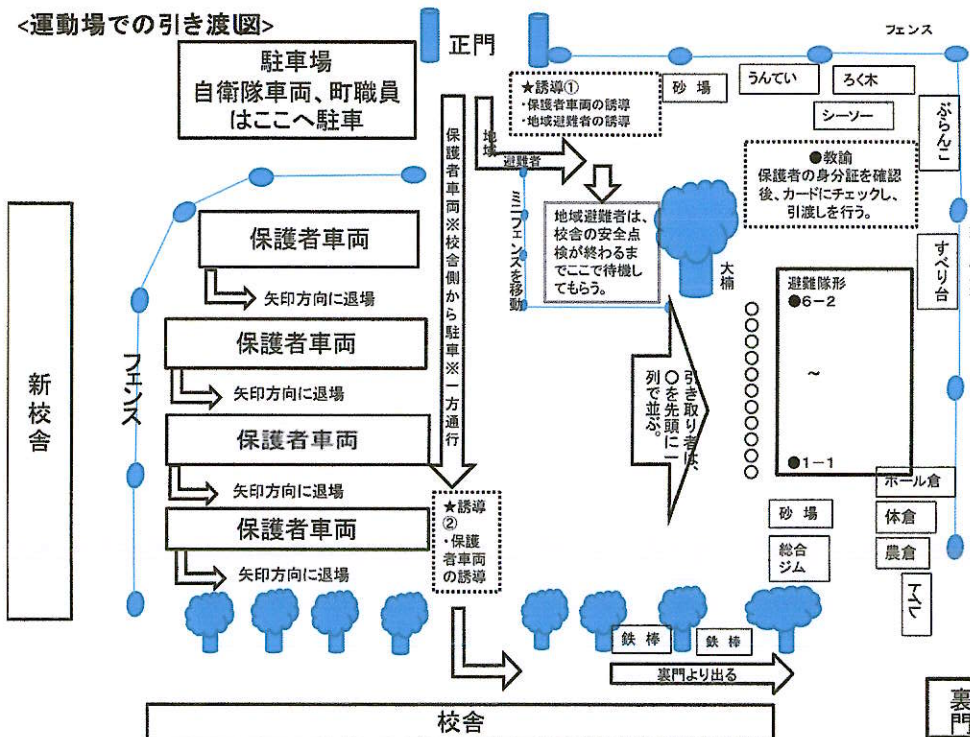
<運動場での引き渡図>



- 児童は、引き渡し①のように運動場へ避難する。
- 避難が終わり、人員点呼をし、児童の安全が確認できしだい、兄弟のいる児童は一番下の子の列に移動する。

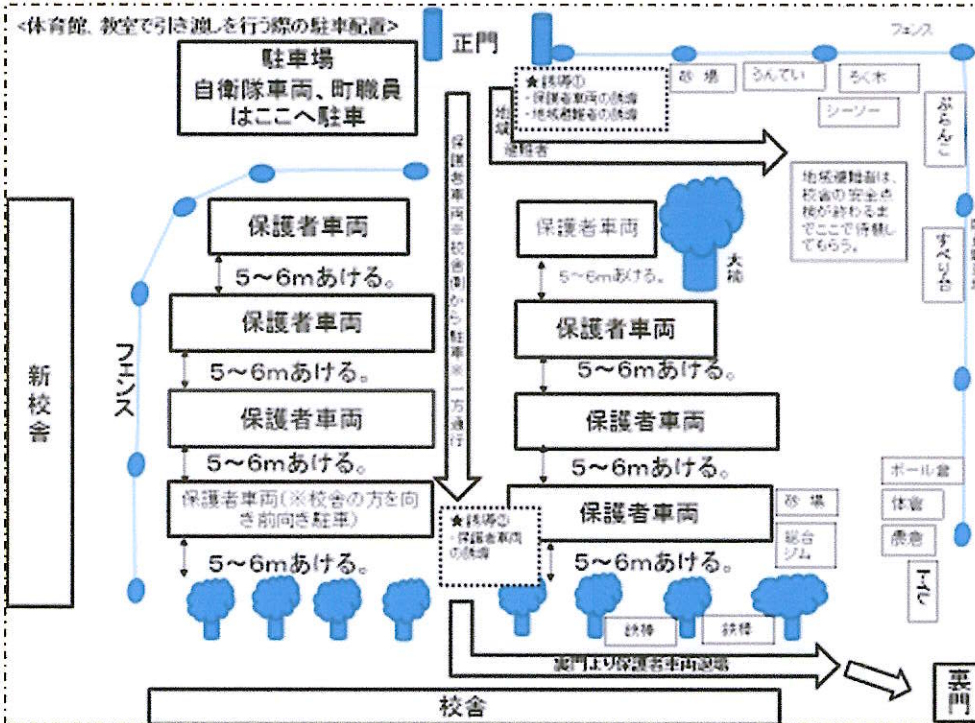
イ 運動場で行う場合(車両が進入する場合)

<運動場での引き渡図>



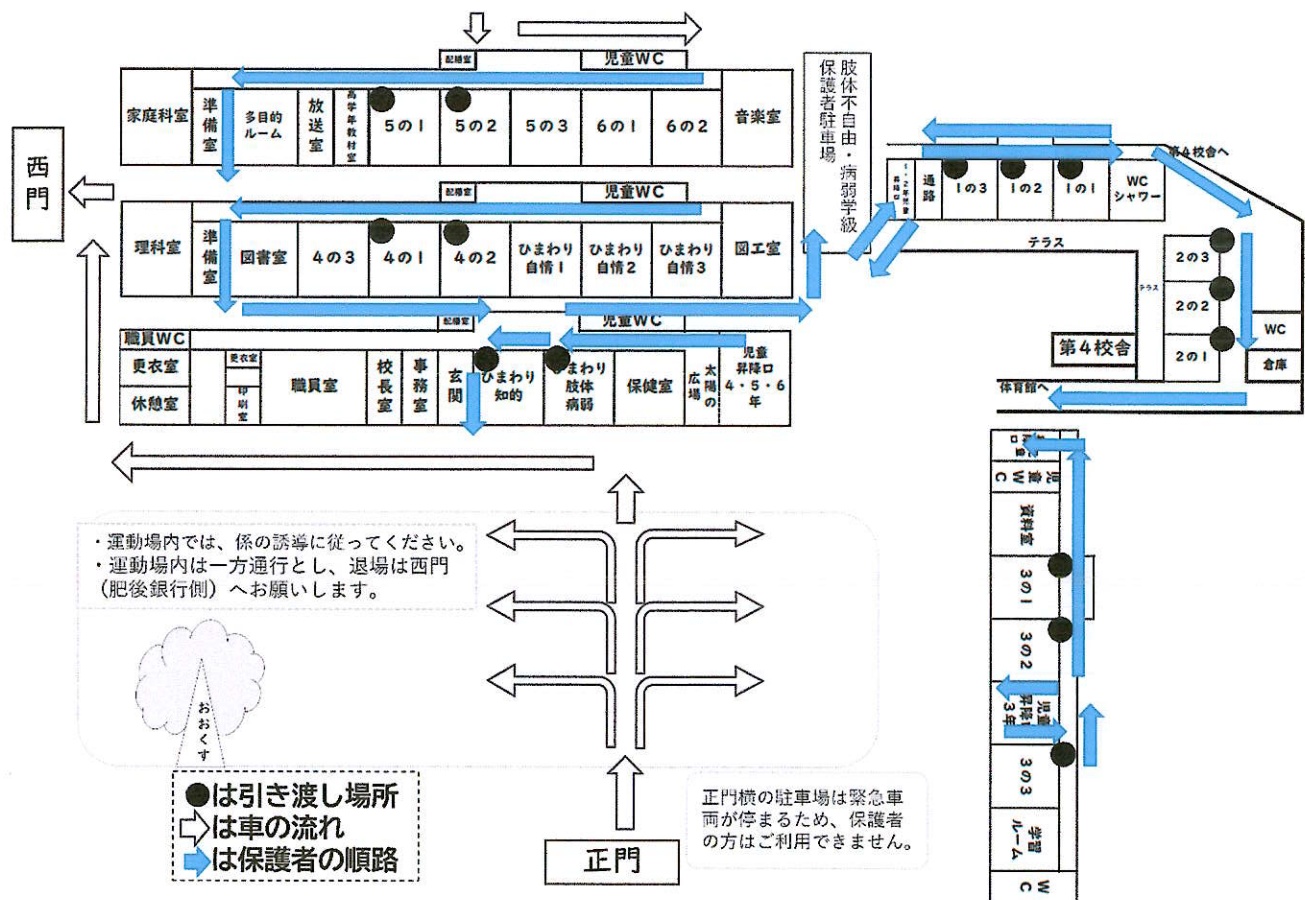
- 並び方は、車両が侵入しない場合と同様。
- 車両は、来た順に東側から前向き(北向き)に駐車する。その際、矢印方向へ進み退場を行うので車両前方を5~6mあけて駐車する。
- 車両は一方通行とする。
- 引き取りを終えた車両は、裏門より退場する。
- 裏門からでたら、右折し、北側から抜けてもらうようにする。
- (正門前の渋滞を避けるため)

ウ 各教室から引き渡しを行う場合(雨などの場合)



- 教室で引き渡しを行う際は、上の車両配置図のように、車を駐車してもらう。
- 地域の避難者は、ミニコートに避難してもらう。必要に応じて救護所を置く。

エ 校内引渡し図(雨天時)



	今年度
引き渡し地区と引き渡し時刻	前半 上島A①②・上島B①②・上島同尻①②・滝河原①② 後半 鯨上①②③・鯨下①②・上仲間①②・下仲間・高田・犬渕
引き渡し方法	児童は各学級で待機。 →担任が引き渡しを行う。 きょうだいのいる児童は一番下の子の教室に集まり、引き渡しを行う。 ex.) 1年、3年、6年の3きょうだいの場合、3年生と6年生の児童が1年生の児童の教室へ行き、引き渡しを行う。

(5) 引き渡しの準備

下校指導中の準備

- ・用具配置(旗、机)・・・児童対応をしていない職員 ※運動場での引き渡しの場合
- ・保護者の案内及び駐車場整備・・・引渡しマニュアル記載の職員

(6) 準備物

- ア 引き渡しカード・・・職員室保管
- イ 救急ボックス(救護班)

中に入れるもの

・ブルーシート ・タオル ・消毒液 ・ブランケット ・絆創膏 ・カイロ
・シップ ・保冷剤 ・三角巾 ・脱脂綿 ・ピンセット

・長机（運動場の場合） ・道順案内掲示看板 ・コーン ・マーカー

4 安否確認（児童在宅時及び登下校時）

（１） 安否確認の内容と教職員の対応

基本的に、担任が安否確認を行う。電話、携帯電話、メール、家庭訪問などで複数の連絡手段を準備しておく。

（２） 安否確認の内容

- ☐ 児童及び家族の安否・けがの有無
- ☐ 被災状況（・児童の様子 ・困っていることや不足している物資）
- ☐ 居場所（避難先）
- ☐ 今後の連絡先・連絡方法
- ☐ 安否確認できていない児童の情報

（３） 教職員の対応

教職員の対応については、判断基準を下記に示す。

安否確認				
学区内の震度	安否確認	児童の在宅時		登下校時
		電話・電子メール使用可能	電話・電子メール使用不能	
6弱以上	行う	電子メール 電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって
5強				
5弱	状況判断			
4	行わない	行わない		行わない

5 避難所協力

市町村防災担当部局が避難所運営を行うが、大災害発生時には一定期間、教職員がその業務を支援する状況が予想される。この場合について、教職員の第一義的役割としての児童の安全確保、安否確認等の業務に支障を来すことのないよう、あらかじめ地域住民や自治体等と学校が支援できる内容について話し合いの場を定期的に持ち、協議しておくこととする。（校庭内での避難所については、上記3の(3)の引き渡し図（運動場）に示している。

発災初期段階の学校の避難所協力マニュアル(県教委から出された例をベースに作成)

地震発生

住民の避難に備え、教職員を所定の位置に配置・施設の開放区域等の明示(ただし、教職員は児童の引き渡し優先)

避難所となる体育館等の安全を確認

避難者を安全な場所に誘導

市町村本部に住民の避難状況について連絡

配慮事項等

- 開放区域については、校長が判断を行うが、校長不在時や連絡が取れないことを想定し、2次、3次判断者をあらかじめ定めておく。
- 校庭に児童を避難させた場合、避難者との動線が交差しないように誘導する。(引き渡し図を参考)
- 駐車禁止場所を明示する。(引き渡し図を参考)

- 校長室、事務室、職員室等を非施設開放区域とする。
- 妊婦・障がい者、高齢者等災害弱者・要支援者については、特別教室等に誘導するなどの配慮をする。
- ペットを連れた避難者への対応を行う。
- 教育活動を再開することを考え、円滑な再開及び施設の安全性を踏まえて開放区域を決定する。

避難所協力班の設置

避難所協力活動

避難者名簿の作成・管理

避難者への留意事項の周知

避難者の協力を得て(もしくは地域住民代表者等主導で)体育館等の設営等実施

避難者自主運営組織立ち上げ支援

市町村災害対策本部との連絡

各種情報の収集・提供

医療機関、要援護者への対応

避難者の相談(心のケア)対応

- 避難所運営に当たる市町村職員と学校職員、自治会等からなる避難所運営協力班を組織する。

- 避難者の把握と外部からの問い合わせに対応するため、名簿を作成する。

- 生活のルール(起床、就寝、水や食料の分配方法、飲酒、喫煙等)や自主的に避難所を運営すること等を避難者に周知する。

- 体育館等の設営、トイレ用水の確保、トイレ掃除救援物資の受け入れ、配給等、避難所の設営・運営に必要な準備について、避難者による自主的な行動を促す。また、児童についても可能な範囲で役割を担うように配慮する。

- 避難者の中から運営本部長、各役員を選出し、運営にあたるように助言する。

- 災害に関する情報、避難所に関する情報を避難者に伝える。(情報掲示板、放送)
※車中泊の避難者にも情報が伝わるよう配慮する。
- マスコミ対応に係る方針を関係者間で確認し徹底する。

- よく話を聞き、できることとできないことを明確にする。

災害時におけるストレス症状のある児童への対応については、健康観察等により児童の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、校内組織と連携して組織的に支援に当たる。

A：震災から学校再開まで

安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立

管 理 職	☐ 児童の安否確認、被災状況、心身の健康状態を把握するよう指示 ☐ 臨時の学校環境衛生検査の実施について検討 ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 心のケアに向けた組織体制・役割分担の確立 ☐ 心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成 ☐ 地域関係機関等との協力体制の確立 ☐ 保護者との連携・健康観察強化依頼 ☐ 緊急支援チームの受け入れ ☐ 報道関係機関への対応 ★障がいや慢性疾患のある児童児童等への対応
養 護 教 諭	☐ 安否確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化・担任等との連携等 ☐ 保健室の状況確認と整備 ☐ 管理職やカウンセラーとの連携 ☐ 関係機関との連携 ☐ 心のケアに関する啓発資料の準備（くまもと心の自己回復プログラム等） ★障がいや慢性疾患のある児童への対応
学 級 担 任 等	☐ 安否確認と心身の健康状態の把握 ☐ 家庭訪問、避難所訪問 ・児童等の家庭の被災状況確認 ☐ 学校再開へ向けての準備 ・学校内の被災状況、衛生状況の調査 ☐ 養護教諭との連携 ★障がいや慢性疾患のある児童への対応

B：学校再開から1週間

心身の健康状態の把握と支援活動

管 理 職	☐ 児童の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の徹底・質問紙調査等 ・家庭での様子調査・相談希望調査 ・臨時健康診断の検討・個別面談 ・教職員間での情報共有・医療機関等との連携 ☐ 保護者への啓発活動実施の指示 ・健康観察の強化・啓発資料配付 ☐ 心のケアに関する講話の実施 ☐ 安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次被害の防止 ☐ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり ★障がいや慢性疾患のある児童への対応
養 護 教 諭	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察強化・担任等との連携 ・心のケア質問紙調査、相談希望調査等 ☐ 保健だより等の啓発資料配付 ☐ 管理職やカウンセラーとの連携 ☐ 心のケアに関する保健指導の実施 ☐ 健康相談の実施 ☐ 専門機関との連携 ☐ 感染症予防対策 ★障がいや慢性疾患のある児童への対応
学 級 担 任 等	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の徹底 ・心のケア質問紙調査、相談希望調査 ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 保護者との連携、個別指導 ☐ 養護教諭との連携 ☐ 関係機関との連携 ★障がいや慢性疾患のある児童等への対応

継続支援

☐ 定期的アンケート
☐ 配慮が必要な児童へのカウンセリング
☐ 保護者との面談

本校が実施しているアンケート項目（子供に現れやすいストレス症状の健康観察のポイント）

- ・なかなか、ねむれないことがある
- ・むしゃくしゃしたり、イライラしたり、かっとしたりする
- ・いやなゆめや、こわいゆめをみる
- ・ちょっとしたきっかけで、思いだしたくないのに、思いだしてしまう
- ・つらかったことを、思いださせるところには近づかないようにしている
- ・つらかったことについては、話さないようにしている
- ・自分が悪い（悪かった）とせめてしまうことがある
- ・こわくて、おちつかないことがある
- ・学校では、楽しいことがいっぱいある
- ・頭やおなかがいいたかったり、からだのちょうしが悪かったりする

7 学校再開に向けて

<学校再開に向けた取組>

児童、教職員の被害状況の確認

- 児童の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

○教職員は、できるだけ速やかに、児童の被災状況を確認する（避難先、連絡方法、健康状態等）

家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在の確認

○地域、PTA と連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。

学校施設・設備等の点検

- 建造部材、非構造部材の点検と補修
- ライフライン（水道、電気、ガス等）の復旧状況
- 危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設トイレ設置の要請
- 校舎内外の清掃・消毒

○校舎や施設設備等の使用再開について、応急危険度判定士等の点検により安全性を確認する
○がれき・破片の除去や立入禁止措置等の応急復旧等を行う。
○学校環境衛生基準に基づき、適切な衛生状態が確保されるようにする。

給食業務の再開

- 施設、設備の安全点検
- 所管教育委員会、食材委託業者との調整

○簡易給食の手配等給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。
○学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理に努める。
○食物アレルギーを有する児童について十分な配慮を行う。

通学方法確認と通学路安全点検

- 通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認
- スクールバス等の確保
- 安全な通学路及び通学方法の決定

○通学路の安全点検を実施し、危険箇所については関係機関へ連絡するとともに教職員で共有する。
○被災状況により通学路や通学手段の変更を行い、登下校の安全を確保できるようにする。
○視覚や聴覚に障がいのある児童に対する確実な情報伝達等の対応も含め、安全確保について十分配慮する。

教育環境の整備

- 授業形態の検討
- 教材教具の確保
- 運動ができる場所の確保
- 支援物資の取りまとめ
- 心のケア（スクールカウンセラーとの連携）
- マスクミ、外部ボランティア団体対応
- 学校行事や体育等の授業の在り方

○短縮、二部等、当面の授業形態を検討する。
○教科書、学用品の滅失状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。
○定期又は臨時の健康診断・健康相談の実施について配慮するとともに SC の派遣や「くまもと心の自己回復力を高める指導展開例」活用など心のケア対策を講じる。

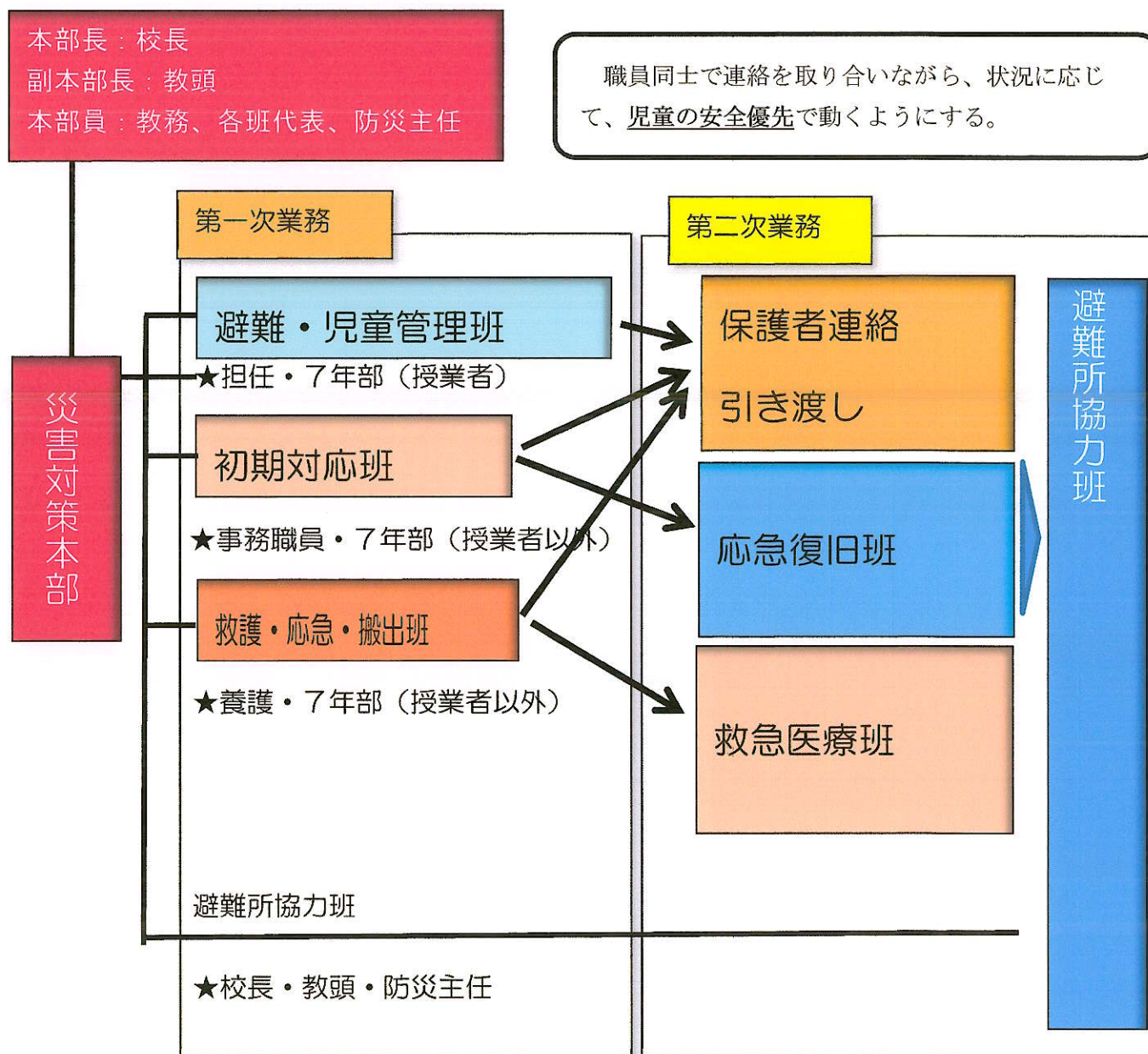
避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

○学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限を明示することや動線の設定、ルールの確認をする。

学校災害対策本部の設置

〈発災時の対応行動フローチャートの裏面に印刷する〉



(4) 弾道ミサイルが発射された際の行動（※資料2参照）

児童が、在校中に九州地方に向けて弾道ミサイルが発射された場合の対応は以下の通りとする。
また、引き渡しを行う際は、校長判断の基に引き渡しを行う。
※児童が在宅中等の対応については、資料2の通りとする。

① 弾道ミサイル発射後の行動

【児童と担任】	【他職員】
・屋外にいるときには、すぐに教室に入る。 ・教室のカーテンを閉める。 ・防災頭巾をかぶり、机の下に隠れる。	・放送を入れ、指示をする。 ・自分の身を守る。 ・情報を収集する。

② 弾道ミサイル着弾後の行動

【児童と担任】	【他職員】
・安全を確保し、怪我等がないか確認する。 ・怪我があった場合は、応急処置をする。 ・指示を待つ。教室で待機する。	・安全を確保し、怪我等がないか確認する。 ・怪我があった場合は、応急処置をする。 ・校舎等の被災状況を確認する。 ・情報収集を続ける。 ・校長判断の基、引き渡しを行うか協議する。

5 家庭や地域、関係機関等への周知について

年度初めの PTA 総会の開催に合わせて、危機管理マニュアルについて保護者へ説明する。
また、学校のウェブページにも掲載する。

地域、関係機関等への周知については、コミュニティースクールの会議中で周知する。

さらに、年度始めの「引き渡し・緊急連絡カード」配付の際に、説明プリントを併せて配付する。

1 2 防災計画（地震・津波に関する防災については、防災マニュアルに掲載）

（１）目的

防火、防水に対する職員及び児童の関心を高め、その防止に万全を期するとともに、非常時の児童の安全、施設、備品等の保全に努める。

（２）予防対策

○防火対策

①火気を使用するあらゆる器具の使用にあたっては、最善の注意を払い、使用後は火気のおそれがないよう完全に整理する。特に各種の集会などあった場合は、その責任者において火気に異常がないよう細心の注意を払って点検し、後整理を完全にする。

②校内配線の検査、スイッチの検査は定期的に行い、電気器具の点検は学期に１回行う。

③平常、火気を使用しない教室での火気使用は、職員朝会時に全職員に連絡し、使用者は、使用后責任を持って後始末をし、主任と校長に報告する。

④平日、退勤前に主幹教諭または教務主任は校舎内外の点検をする。担当が不在の場合は、あらかじめ校長が命じた職員、または依頼された職員が点検に当たる。

⑤放課後や休日に学校施設を利用するときには、その責任者は校長に申し出て、使用後は、厳重に火気の後始末と点検を行う。

⑥安全点検日（毎月１日）には、計画に従い、校舎・施設設備の点検を行い、不良箇所は速やかに適切な処置を行う。

⑦非常ベル、緊急放送設備を常に整備点検しておく。

⑧防火管理

（１）火元及び整理責任箇所を定め、責任の所在を明確にする。

（２）危険箇所（職員室、家庭科室、理科室及び準備室）の整理整頓を日常的に行う。

（３）発火の恐れのある薬品及び可燃物液体は、一定の場所に保管し施錠する。

（４）プールは、常時満水にし、万一の場合に備える。

（５）非常持ち出し書類、貴重品類は金庫に整理し、常時在庫を確認する。

（６）消火器を校舎の要所に備え付け、取り扱い方を全職員が熟知しておく。

（７）火元責任者

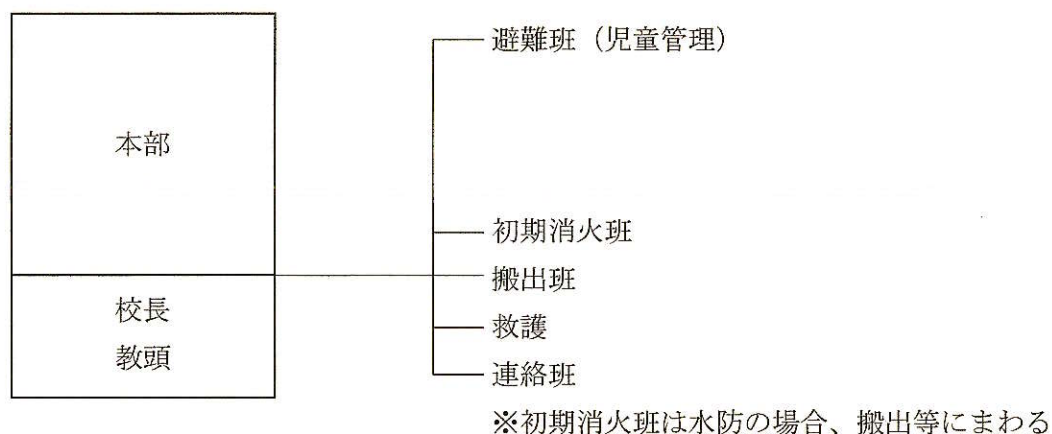
場所	責任者	場所	責任者
職員室		通級教室	
校長室		灯油倉庫	
事務室	各担当	図工室	各担当
保健室		音楽・準備室	
パソコン室		家庭・準備室	
理科・準備室		図書室	
学習ルーム		相談室	
各教室		放送室	
体育館・体育施設		配膳室	

○防水対策

- ①日頃から防水に対しての関心を持ち、防水関係機関との関係及び連絡を密にする。
- ②台風シーズン、梅雨期に備え、特に地区委員（PTA役員）との連携を密にし、各地区の水害状況の把握に努める。
- ③児童（保護者）・職員の連絡網を確認させ、緊急事態に備える。

（３）非常時の対策

- ①非常時は、児童の安全保護を第一とする。
- ②非常通報は、火災警報及び放送により全校に知らせる。また、いち早く察知した者は大声で通報する。
- ③１１０番及び１１９番通報し、職員及び児童への連絡は、電話または校内放送を利用する。また教育委員会、教育事務所へも連絡する。
- ④防火・防水組織



（４）避難訓練計画

①目的

- (ア)非常の際、安全のために必要な知識、態度、習慣を養う。
- (イ)非常事態の中で、落ち着いて規律正しく敏速な行動ができるようにするとともに、協力することの大切さについて理解することができる。

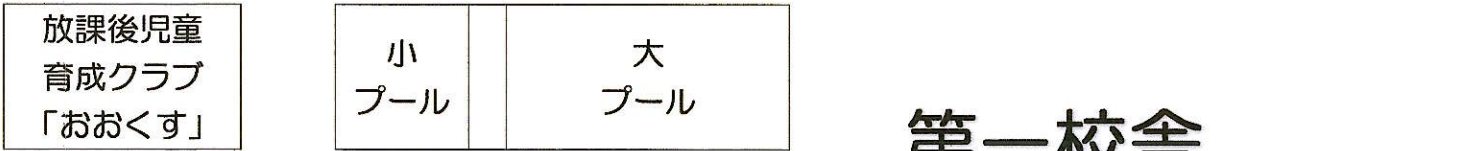
②年間計画

6月 引渡し訓練（水害） 10月 不審者対応避難訓練 2月 火災避難訓練

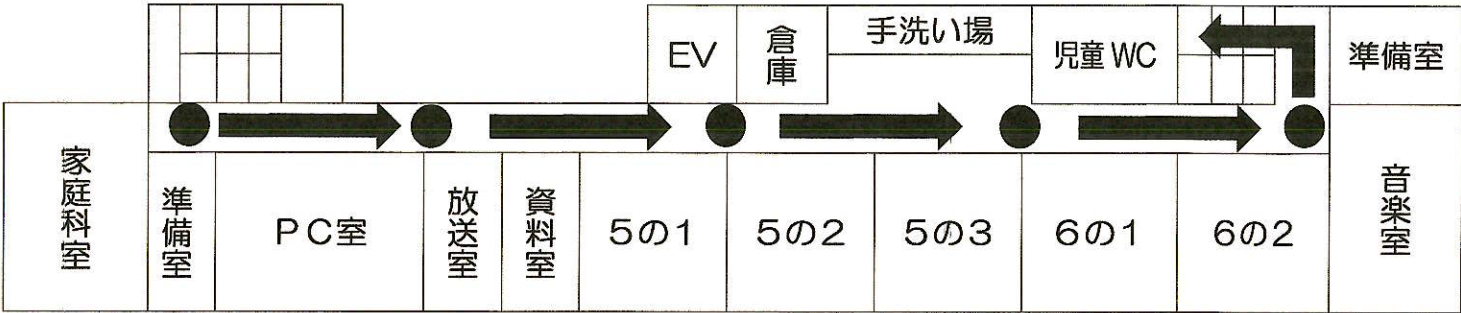
③避難要領

- (ア) 避難の合図があったら、次の注意を与えて迅速に避難行動をとる。
 - ・ 通報をよく聞き、教師は状況をよく察知し、児童に知らせる。
 - ・ 教師は避難の指示をし、落ち着いて避難場所へ誘導する。
 - ・ 昇降口までは速歩、避難所までは駆け足で行き、学級毎に並ぶようにする。
 - ・ 学年主任は各担任の人員点呼後、校長へ報告する。
- (イ) 利用通路は、通常、東階段を利用する。
- (ウ) 避難場所は原則として運動場の正門側バックネット付近とする。
- (エ) 引渡し訓練の場合は、帰る用意をして兄弟児（一番下）のクラスにそれぞれ移動する。
- (オ) 状況により適切な判断で指示の変更（学用品や下足の始末、通路変更等）も考える。

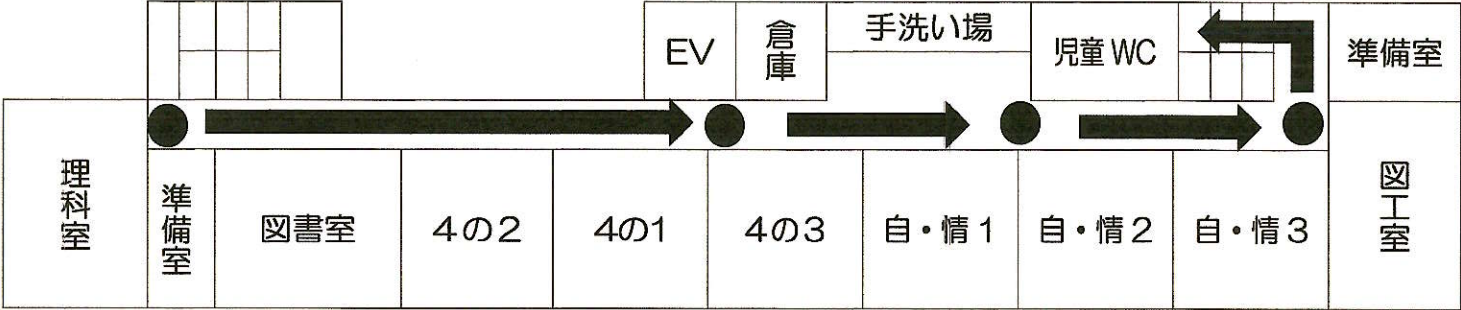
校舎平面図



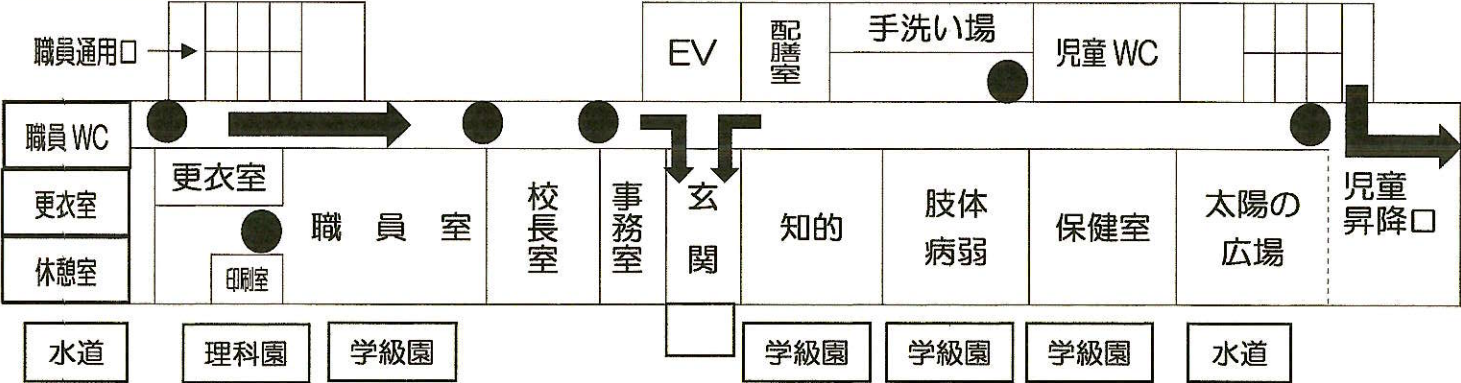
【3階】



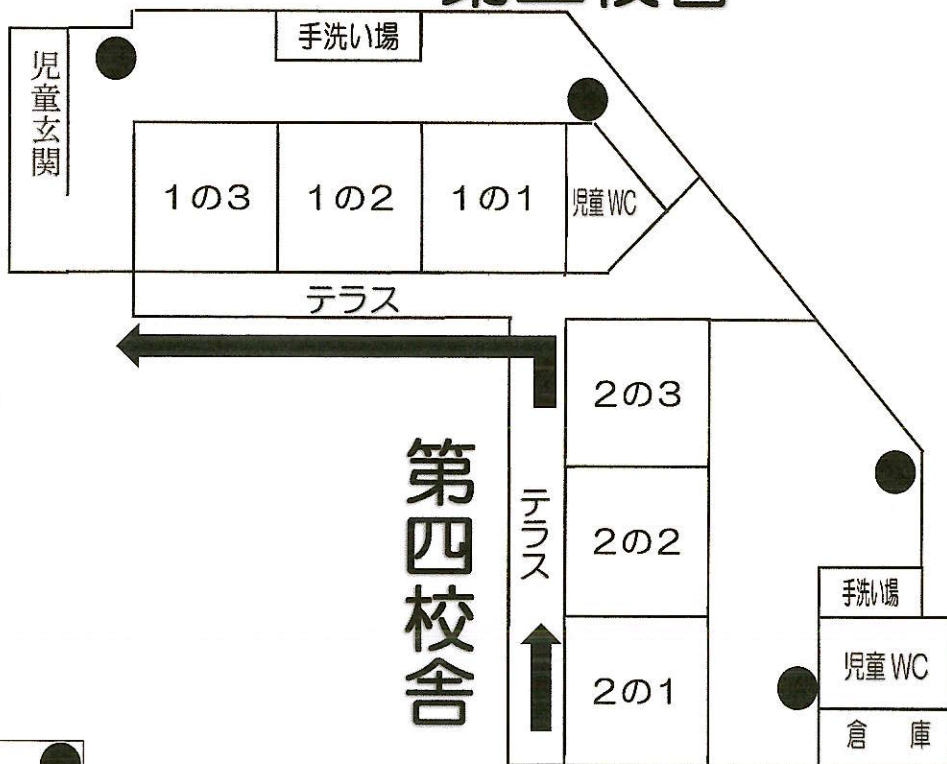
【2階】



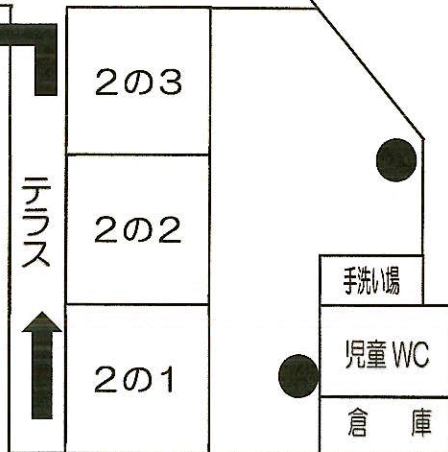
【1階】



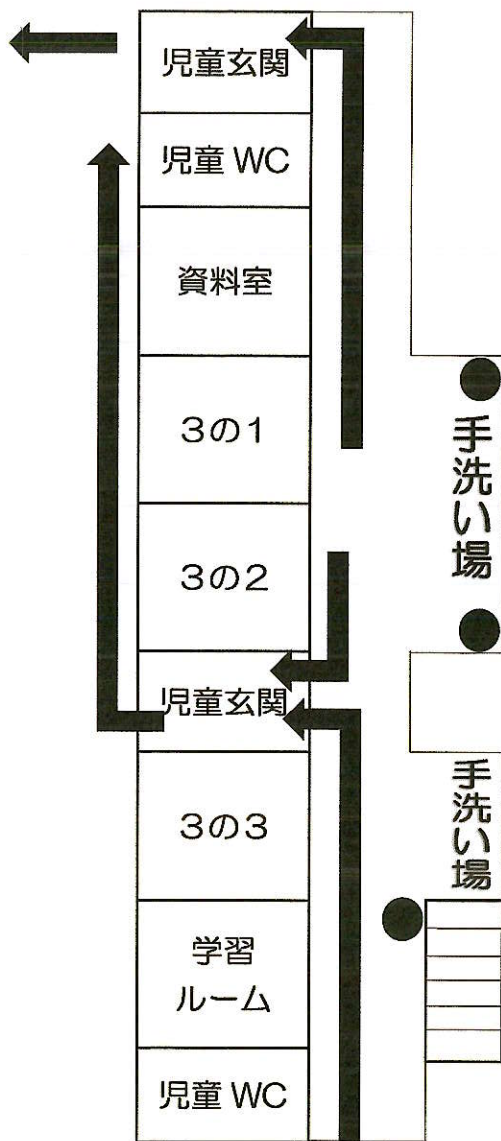
第三校舎



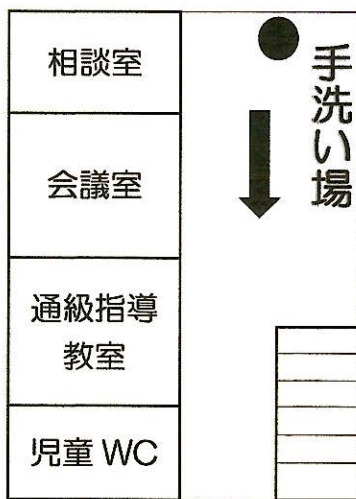
第四校舎



運動場へ

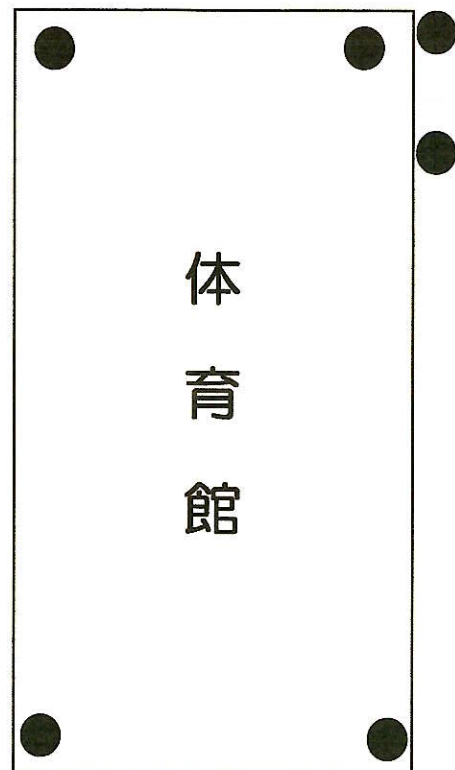


【1階】



【2階】

第二校舎



体育館